

9月開校 酒田市



OA活用実践科

受講生募集

- 表計算の基礎から活用法（Excel、ExcelVBA）を習得します。
- MOS 検定（MOS Excel エキスパート）の資格取得、あなたの再就職をバックアップします。



訓練期間	令和6年9月5日（木）～ 令和6年12月4日（水）（3か月間） 基本時間：9：20～15：50 休 日：原則、土・日・祝日
訓練場所	松若中央学院 （有限会社松若中央学院） 酒田市若竹町1-5-15（裏面「地図」参照）
定 員	10名（最少催行人数5名）
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技能、知識を習得して訓練修了3か月以内の早期再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約16,000円が必要となります。また、検定料（MOS Excel エキスパート 2019：12,980円）等は個人負担となります。
募集締切	令和6年8月19日（月） 昼12時
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
選考会	参加者：受講申込者（欠席等の場合は選考対象者となりません。） 日 時：令和6年8月23日（金） 午前10時30分から（時間厳守） ※受付時間：午前10時から午前10時20分まで 場 所：産業技術短期大学校庄内校 5階 大講義室（裏面「地図」参照） 内 容：訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物：筆記用具（鉛筆、ボールペン）を持参してください。

【お問合せ先】

山形県立庄内職業能力開発センター 能力開発支援担当
〒998-0102 酒田市京田三丁目57番4号
Tel 0234-31-2700
ホームページ <https://www.shonai-noukai.jp/>

◆訓練概要◆

【訓練目標】 表計算の基礎知識から実践的な活用法を習得するとともに、就職に必要な知識等を習得し再就職を目指す。

【目指す職務】 O A機器を使用する職務全般

【訓練カリキュラム】

総訓練時間（目安）316H

科目	科目の内容	時間数
表計算基本	Excelの基本操作、データ入力、ワークシートの設定・編集、ブック管理等	30H
表計算応用等	数式・関数、表・グラフ作成、マクロ作成、MOS試験対策等	69H
VBA基礎・基本実習	Excelマクロ・VBAの基礎、VBAの基本用語、モジュールとプロシージャ、変数と制御構造（各種演算子、IF文・For文等の制御文）等	90H
VBAプログラミング・実践課題	組込み関数とユーザ定義関数（サブルーチン、ファンクション）、シート・セル・フォーム等の各種オブジェクトの制御方法、エラー処理とデバッグ方法、実践課題演習等	84H
デジタルリテラシー等	働く場のデジタル技術、デジタル技術習得のための基礎知識、AIツールの活用法（ChatGPTとVBAコーディングの活用法）、各種オンラインツール活用法	15H
就職支援等	応募書類の作成、面接の受け方、ビジネスマナー、コミュニケーション等	28H

※Windows10、Microsoft Office2019（Excel）を使用します。

※キャリア・コンサルティングを受ける場合はその計画に従って下さい。

【訓練科PR情報】

当学院は、長年にわたり求職者の方を対象とした職業訓練及び学生向けの教育訓練を実施し、多くの卒業生を輩出してきました。経験豊富な講師陣による懇切丁寧な指導、温かい教室の雰囲気作りで評価をいただいております。皆さまのスキルアップと就職活動を丁寧にサポートいたします。（松若中央学院）

【選考会場】

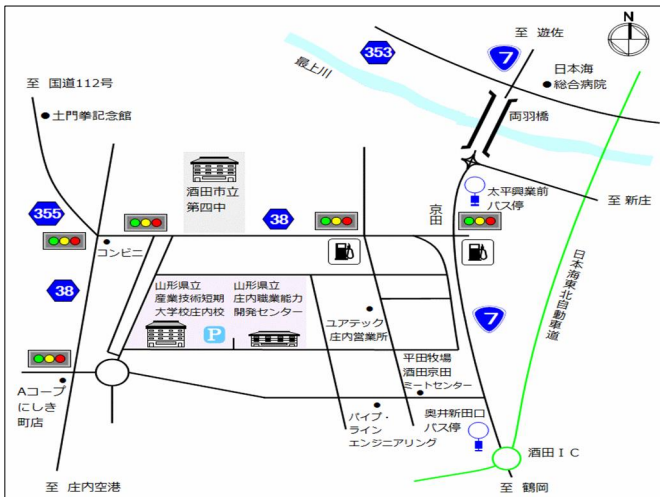
場所：産業技術短期大学校庄内校 5階 大講義室
住所：酒田市京田 3-57-4
電話：0234-31-2700

※お車で越しの際は、建物正面又は裏側の駐車場をご利用ください。

【訓練会場】

場所：松若中央学院
住所：酒田市若竹町 1-5-15
電話：0234-23-4535

※無料駐車場あり。酒田リハビリ病院前バス停より5分



◆ご相談・お申込み窓口◆

酒田公共職業安定所	〒998-8555	酒田市上安町 1-6-6	TEL 0234-27-3111
鶴岡公共職業安定所	〒997-0035	鶴岡市馬場町 2-12	TEL 0235-25-2501
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町 6-4	TEL 0233-22-8609

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談下さい